

特集 市政懇談会



市が行う政策や事業に対し、市民の皆さんから意見をお聴きする市政懇談会を7月11日から9月3日の間、市内10会場で開催しました。各自治振興区や自治会の代表者のほか、一般参加者を含め延べ437人が参加しました。

今回は、昨年同様共通テーマと地域テーマを設定する形式で行い、共通テーマとして「超高速情報通信網整備事業について」を設定し、市の考え方や整備内容の概要を説明しました。地域テーマは地域ごとに設定し、それぞれの地域で活発な懇談・意見交換が行われました。その一部を抜粋してお知らせします。

【共通テーマ】 超高速情報通信網整備事業について

●整備運営方式に関すること

Q 公設民営ではなく、なぜ民設民営方式なのか。

A 市は今後の更新経費について早くから考えており、将来の負担を考え民設民営方式を採用しました。公設民営で進めた他市では、設備の維持、更新には非常に大きな費用がかかっています。その費用を事業者が負担する民設民営方式の方が、市も市民の負担も少なくなり、良いと判断しました。

Q 民設民営は事業者が儲けなくてはならないので、将来的に利用料が高くなるのでは。利用料が高くなるような保証できるのか。

A 現在事業者を選定しており、皆さんに負担いただく金額も決まっています。事業者が決まれば、市民の皆さんの負担があまりかからないよう、事業者にお願ひしていきます。

Q 整備に充てる国の補助金はないのか。

A 民設民営方式に対する国の補助事業はありません。財源は地域振興基金という市の貯金から20億円、起債という市の借金で21億円を充てます。地域振興基金の積み立てには国の交付金も活用していますし、起債も返

済する金額の7割は、国が負担するという有利なものを活用することになっています。

●利用料金に関すること

Q 月々の基本料金、利用料金はいくらぐらいになるのか？

A あくまでも想定ですが、基本料金(告知システム+電話)は月額で2千円程度と考えています。現在は、電話の基本料月額1600円で、東城、西城地域のオプティック使用料500円を合わせた金額とほぼ同額となる予定です。市内通話が無料、市外通話が割引料金となれば、全体で考えれば現在より安くなる見込みです。事業者が決まれば具体的にお知らせします。

Q 市の負担が少ない分、利用者負担が増すのではないかと。

A 回線利用料を負担していただくことになりましたが、現在より負担が増えるとは考えていません。

●業者選定に関すること

Q 多額の経費を要する事業だが、信頼のある業者を選定できるのか。途中で頓挫してしまうような業者では困る。業者選定の考え方は。

A 業者の選定は「業者選定審査会」を組織し、構成員は市の職員だけでなく、外部の専門家にも入っていただいています。事業者の技術力・資金力・過去の実績などを重視して、途



中でやめたり、不正があったりしないよう慎重に業者選定を進めているところです。

Q 業者選定審査会のメンバーを教えてください。

A メンバー構成は、市職員7人、ITコーディネーターなど学識経験者2人の計9人です。

●事業実施スケジュールに関すること

Q 今回の事業は平成30年度末まで整備する計画となっていて、周辺部は最終年度となる。中央集権的なやり方で、周辺部はさびれてしまふ。なんでも庄原からという発想を今後は逆転してもらいたい。

A 全ての世帯に緊急告知、行政情報を提供することを大きなポイントにしています。庄原地域のように、現在このようなシステムがないところや、近々なくなるオフトーク通信を利用されている地域から整備していくという考え方ですので、今回の事業についてはご理解ください。

Q 庄原電話交換局管内のうち都市計画区域から整備すると示されているが、都市計画区域にびったり合うように整備を進めるのか。

A あくまでも目安としてお示ししています。光ファイバーは放射線状に張られるため、区域外・区域内を機械的に線引きできません。

Q 都市計画区域を先に整備するということになります。また、都市計画区域内には事業者が多く、事業者への支援につながることから都市計画区域を先行して整備する計画です。人口集中地域をまず整備したいというのが通信業者の意向でもあり、行政としても人口集中地域を優先せざるを得ないと考えています。

Q 都市計画区域を先に整備するという意味がよく分からない。

A 電話交換局舎があるところから整備を進めることになるので、どうしても中心地から整備していくこととなります。

Q リスクマネジメント（危機管理）に関すること

●リスクマネジメント（危機管理）に関すること

Q 告知システムは平時には良いものだと思うが、災害時には光回線が通る電柱が倒れて線が切れてしまうことが想定される。そうなる情報が届かないのではないのか。

A 確かに光回線が寸断した場合、情報が届かなくなる可能性もあります。ただし、幹線の場合は1カ所が寸断されても、張り巡らされた他のルートで情報伝達は可能だと考えています。

Q 放送拠点施設が停電となった場合の対応はどのように考えているのか。

A 中央の放送施設で停電が起きた場合は、すぐに発電装置で対応したいと考えています。放送施設は各地域にも整備するので、仮に中央がダメになった場合も、他の放送設備から放送ができるよう検討しています。

●利用継続に関すること

Q (補助金を使って整備された) 無線LAN・衛星ブロードバンドなどを使い始めて10年経っていない。4年後に補助金を返していくのか。

A 光回線が整備されれば、市民の皆さんはおそらく光回線を選択されると思います。そうすると、現在サービス展開されている事業者はやむなく撤退せざるを得ないと思います。市は補助金を出しており、県からも補助金が出ていますが、より条件のいい

通信手段に変更するので、補助金返還する必要はないと聞いています。

Q DSLは、旧町にかなりの利用者がいると思うが、光回線が整備されるにつれ利用者が少なくなり、利用料金が値上げされたり、採算が取れないため事業者が撤退したりして、DSLが使用できなくなるのではないのか。

A 利用料が上がらないよう対応していきます。DSLを利用されている方が継続して利用できるよう、市からも事業者にお願ひし、継続してもらいます。





●告知システムの機能に関すること

Q 告知放送は何年もつのか。現在はスマートフォンでインターネットが使いやすくなり、山奥でも使える状況になっている。10年経過したら電池交換もできない状況になるのではないか。

A 告知放送は少なくとも10年以上もつように、単純なもので扱いやすく、長持ちするものを整備する予定です。放送を送る側の設備などは、その時の技術に応じたものに更新していきます。

Q ケーブルテレビのサービスを受けることは可能なのか。

A 事業者を選定中であり、どのようなサービスが提供されるのかは決まっています。光ケーブルを利用

すれば技術的には可能です。

Q 告知は音声のみとのことだが、聴覚障害者の方にはどのような対応をするのか。

A 液晶を使った文字告知などが可能だと考えています。

Q 映像などを配信することはできないのか。

A 技術的には映像の配信は可能ですが、告知端末は誰でも簡単に操作できる音声告知を想定しています。

Q 現在放送されている、ご逝去のお知らせや夏休みのラジオ体操などは、今まで通り聴くことができるのか。

A 放送の本身は皆さんの声を聞きながら、引き続き同様の内容で放送ができるようにしていきたいと考えています。放送機器は本庁、各支所に設置する予定で、地域ごとの放送が可能になりますし、もっと細かい単位で、例えば自治振興区ごとの放送も技術的には可能になります。

Q 緊急時には屋外スピーカーでの音声告知が必要ではないか。

A 技術的には可能ですが、現在計上している事業費の中には含まれていません。将来的には設置、利用

できるように検討していきます。

Q 高速通信網を整備した他市町で、高齢者の安否確認を行っていると聞くと聞いたが、どのように考えているのか。

A 他市町にはこのシステムを使って高齢者の安否確認、買物支援などを行っているところがあります。が、本市の計画には入っていません。まず光回線が使える環境を整え、利用方法は今後検討していきます。

Q 高齢者の安否確認は、隣家までの距離が遠いうえで、個人情報保護が重要視されている中で、自治会や一人が行うのは難しい現状だ。ぜひ利用できるようにしてほしい。

A システム上双方向で使用でき、すので、業者が決まり次第、利用について検討していきます。

●住民説明に関すること

Q 告知システムがいろいろな人への対応はどうするのか。

A 告知システムは全世帯への導入を目標としています。いろいろな方にも、地域での説明会などを行い、導入いただけるよう取り組んでいきたいと思えます。

Q 必ず加入しなければならないのか。



A インターネットを利用するかどうかは皆さんの判断です。使いたいと思う方が使えるような環境をつくりたいです。告知システムは防災行政無線の代わりになるもので強制ではありませんが、ぜひ皆さんの家庭に置いていただきたい。機械は市が購入して設置し、使えるように設定します。

Q 市民にどのような方法で説明し理解を得ようとしているのか。

A 地元説明会などの計画があるのか。地元説明会は事業者が決まっていないうちに現時点では開催できませんが、決定されれば各地域で説明会を開催したいと考えています。



【地域テーマ】

庄原(高・北)会場

7月11日・庄原市ふれあいセンター

「自然災害に対する対策について」

Q 避難勧告は具体的にどのようなように出されるのか。防災無線など無
い状態でどのように周知するのか。

A 作成しているマニュアルに沿って避難勧告を行います。勧告を出す前に避難準備情報をお知らせすることになります。避難準備情報は、川の水位が危険水位に近づくとお知らせしますが、避難勧告はそれまでの雨量など見ながら判断します。

庄原地域は伝達方法が無いため、自治振興センターに連絡して情報を伝えるとともに、広報車による呼びかけで

対応することになります。

「地域における見守り活動に対する市の対策について」

Q おたがいさまネットについて、全て社会福祉協議会に委託し実施されている。市の考えが入っていないように思えるが、市はどのような考え方をもちなのか。

A この事業は市が事業主体として、社会福祉協議会へ業務を委託し実施しています。市と社会福祉協議会が同じ視点でどのように事業を進めていくべきかしっかりと話をしながら進めています。

総領会場 7月14日・総領自治振興センター

「高齢者の居場所づくり」

Q 宅老事業を自治振興区が実施するの総領中学校の元寄宿舎を改修して活用したいが、財政的な支援が無ければ対応できない。財源的支援が可能なのか。

A 宅老事業は大変すばらしい取り組みだと思います。総領だけに限らず、ひきこもりや介護状態にならないために皆さんが集って語り、コミュニケーションの中で生きがいづくりができると思います。

まだ具体的に取り組んでいませんので、できるだけ前向きに取り組んでみたいと思います。実施に向けてのハ-

ド面の経費と財源、運営に係る経費と財源をしっかり皆さんと協議をさせていただく必要があります。

庄原(東・山内)会場

7月16日・東自治振興センター

「高齢者に優しいバス停設置の実現を」

Q バス停には、日よけや雨よけのための屋根や椅子も無い。地元で設置を考えたとしても規制が多く困難である。国・県へ市として要望してほしい。

A 民有地であれば特段規制はありません。道路区域内であれば道路管理者に道路占用の許可が必要となります。広島県の道路占用許可基準によると設置場所、構造などに一定の基準があり、占用の主体は路線バス事業者か、地方公共団体など道路管理者に準ずる者となっています。

したがって具体的な計画を策定し、路線バス事業者との調整・協議が必要と思われるので、自治振興区で計画を策定され、広島県北部建設事務所庄原支所に対し事前協議が必要な場合は、市も同席させていただきます。

庄原(本村・峰田・敷信)会場

7月17日・敷信自治振興センター

「地域の基幹産業である農業の将来展望について」

Q 小規模農家は農業での生活維持が難しく、後継ぎがないなど

担い手となる者が不足している。このままでは農地の荒廃が進む。担い手をはじめ本市の農業の将来をいかにお考えか。

A 現在の農業経営は安定した収入が計算できにくい状況にあります。経営基盤の強化のために考えられたのが法人化です。広島県では平成10年度頃から法人化を進めてきました。市は庄原市農業振興計画の振興テーマの一つとして「元氣あふれるひとづくり」と題し、新規就農者をはじめ、小規模農家や集落営農組織に支援を行っています。新たな担い手となる新規就農者の確保と育成は、市単独の支援事業で新規就農を促し、農業者の確保に努めています。小規模農家は県の補助を受けられない場合が多く、市の単独事業で生産基盤の整備や機械導入などに対して補助金を交付しています。

Q 具体的にどんな方が新規就農されたのか。

A 本市出身で親の後を継ぐ方、孫が祖父・祖母のところへ帰り就農した事例や市外の方が国の給付金制度を活用し、農業研修後に市のホームページを見て1ターンされた方もいます。市内の知り合いを通じ就農した方もいます。これらのうち3組は夫婦で就農されています。



Q 法人化された中で、うまくいかなかった事例があるのか。

A 経営が苦しくなった集落型法人がありました。県や市などの経営指導などにより現在は回復しています。株式会社方式の法人も地域の合意で中心的な担い手となって集積も進み、安定的な経営となっています。

Q 鳥獣による農業被害の拡大、その対策にかける労力・資金は大きい。これまで市が行ってきた鳥獣対策の効果はあったのか。今後有害鳥獣対策をどう進めていくのか。

A 集落で取り組む鳥獣被害対策モデル事業や狩猟免許の取得助成を実施し、鳥獣被害対策に努めています。これらの効果としては、集落単位での防除柵設置や、被害防止の基礎知識の普及啓発、実施隊による集中捕獲が功を奏して、被害額は平成22年度をピークに減少傾向にあります。今後は被害を防ぐため、防除と捕獲の両面から対策を行っていきます。本年3月に発行した「私にもできる獣害対策」の活用や防除柵設置事業を活用して、鳥獣を近づけない対策を行います。



捕獲対策は、捕獲用箱などの設置や実施隊による集中捕獲を行って被害を防ぎます。狩猟免許の取得・更新にかかる経費の助成を行い、狩猟免許取得者の増加・維持を図っていきます。

口和会場 7月28日・口和自治振興センター

Q 「にぎわいと活力のための定住促進について」

A 空き家対策も必要だが、庄原で生活している若者に連れ添いがいない方が大きな問題だ。婚活について検討されたことがあるのか。

A 定住対策は総合施策だと思っています。子育ての環境、教育、産業、総合的に魅力のある地域でない、なかなか定住は進まないという認識です。婚活は市も力を入れていきたいと思います。18年度から24年度まで実施した男女の出会い事業の参加者は、約600人、結婚した方が10組です。本年度は若い方の交流を中心に事業所などに働きかけ、実行委員会をつくり、交流事業を実施したいと考えています。



Q 地域を巡回した時に、崩落しそうな危険な空き家かなりあった。景観上も良くない。危険な建物を処理できる条例はつくらないのか。

A 空き家は道路への落下物・景観の問題など多くの自治体で苦慮しています。空き家は私的な財産であるため所有者の了解なく崩せません。所有者の自己責任で処分してもらうことしかすべがない状況です。

まずは実態調査や、所有者に対して助言や指導、勧告あるいは命令などができるような条例の制定を検討していきたいと考えています。

庄原(庄原)会場 7月29日・庄原市民会館

Q 「庄原市地域防災計画の付属資料に登載されている避難場所について」

A 庄原小学校が避難場所に指定されているが、改築工事でグラウンドが狭く使いにくい。庄原実業高校など利用できる対応の検討を。

A グラウンドは狭くはなりません。ある程度の面積は確保されています。庄原実業高校は県立高校であり、



県との協議が必要ですが、早急に対応します。

Q 庄原自治振興区内には33自治会がある中で、避難所はわずか14しかない。どこに避難するのかといった告知はどうするのか。

A 避難の告知は、整備を計画している告知システムで対応することになります。システムが確立するまでは、広報車などでお知らせします。

Q 指定避難場所は避難生活をする場所だと認識している。その指定避難場所に庄原幼稚園や庄原実業高校などが掲載されていないので、検討いただきたい。

A 今後、自治会などと協議の場を持ちながら、避難場所の確保について検討していきます。

比和会場 7月31日・比和自治振興センター

Q 「高齢化に伴う諸問題について」

A あげぼの荘整備は合併した当初から要望が出ているが、市とし



てどのような方向で考えているのか。
A 健康増進施設として、改修、現在の場所での建替え、違う場所での建替えの3つを検討しています。皆さんの希望に基づいた利用計画を立て、それに基づいた施設規模や、どのように利用したいのかをまとめることが必要です。建てた施設が利用されなければ生きた施設にならないので、地域の方の意見を聞きながら検討していきたいと思います。

高野会場 8月22日・上高自治振興センター

「超高速情報通信網の整備について」

※共通テーマと同様のテーマ。内容は共通テーマ欄に記述。

東城会場 8月25日・東城支所

「地域の元気づくり」

Q 支所職員数の減少は地域の衰えにつながるか。自治振興区も頑張っているが、地域だけでは限界がある。もう少しサポート体制を整えてほしい。

A 庄原市のように大変広域で6つの支所を抱える自治体は全国的にも多くありません。国のモデルや県内の同等規模の自治体を参考に、あるべき職員数を求めています。こうした特別な事情も加味しています。実態を見ながら、職員数を整理、確保することが必要と考えています。市民サービスを低下させないことが大前提であり、そのためには職員の能力向上も求められます。職員研修などにも積極的に取り組めます。

Q 建設計画で合併特例債の活用ができる対象期間を5年間延長することができるということだが、地域審議会も5年間残るのか。残るとすればこれまでどおり、自治振興区からも参加ができるのか。

A 地域審議会は条例で設置していただきますので、最終的には議会の議決を経て決定することになります。現在のところ設置期間の延長はせず、本年度で終了したいと考えています。理由としては、地域審議会は合併直後という特別な状態を考慮して、一定期間設置できる特例的な審議会であり、10

年が経過した中で、特別な状態は終了したと判断できること。また、現在の設置期間は建設計画の対象期間と同様の10年間ですが、建設計画と同様の期間に延長しなければならぬという法的な規定はないことなどです。

西城会場 9月3日・ウィル西城

「地域の人口減少に歯止めをかけるためには」

Q 長期総合計画では、人口はこの9年間で千人しか減らないとされていたにも関わらず、6千人を超える人が減った。その原因や課題をどのように捉え、今後の市政の中でどのように生かしていこうと思っているのか。

A 10年前の計画策定時に、平成27年度の推計人口は3万5956人でしたが、合併時の4万3千人を維持しようという思いを込め、その数字を目標に掲げました。実態は、目標人口は大きく下回っています。定住対策などの取り組みもあり推計人口は上回る見込みとなっています。当時の高校2年生と中学校2年生の

生徒に「これからあなたはどこで暮らすのか。あるいはどこで暮らしたいか」というアンケートをとりました。そのときに「このままずっと庄原に暮らす、あるいは暮らしたい」と回答したのは約7%、「一度は市外へ転出するが、いずれは庄原で暮らしたい」という方は16%、「市外へ転出し、庄原では暮らさない」と回答した方が39%という結果でした。このことから、庄原で暮らす、住もうという気持ちをもたず、醸成することが基本であると考えています。ただ、庄原で暮らすことを押し付けたり、命令したりできませんし、結婚する・しない、子どもを産む・産まないというのも個人の自由なので、課題解決が難しいのが現状です。Uターンに関しては、「帰ろうや倶楽部」を設立して、「庄原へ帰って暮らそう」という意識を持っていく会員に定期的に故郷の情報を送り、「庄原に帰ってきんさいや」という呼びかけをしながら意識醸成を図り、帰郷に結びつける取り組みを行っています。